

【普通交付金(2月診療分)の取扱い・一定額について】

- 【3月初旬】 国保連は「概算支払資金額」を市町村に請求
- 【3月中旬】 以降国保連は「レセプト受付額※－概算支払資金額」(「一定額」を加えた額)を市町村に請求(又は還付)
 ※ レセプト受付額＝審査確定前の電子媒体請求額＋紙請求額
- 【4月初旬】 審査確定に伴い国保連は「審査確定額－レセプト受付額」を市町村に還付(又は請求)

【過年度普通交付金の精算について】

単位：百万円

年度	普通交付金 確定額(ア)	3月現物 還付額 (イ)	3月現金確 定差額分 (ウ)	保険給付 取消分 (エ)	その他交付 対象外分 (オ)	精算額 (アイ+ウ+エ+オ)	返還額	追加交付額
R5	450,598	2,305	21	144	1	448,169	2,429	0
R4	454,745	—	—	317	4	454,424	321	0
R3	463,602	—	—	171	▲1	463,431	171	0
R2	444,253	—	—	52	▲5	444,207	47	5
R1	465,194	—	—	29	1	465,164	30	0

※各項目で四捨五入(ただし、0は1としている)

今後の返還スケジュール(予定)

令和7年3月下旬
令和7年4月中旬

交付額(再)確定通知書及び納入通知書送付
県への返還金の納期限